



# innoventier 弁護士法人 Power for the Business 企業法務相談室

【第32回】

みぞがみ たける  
弁護士 溝上 武尊

2010年大阪大学法学部卒業、12年京都大学法科大学院修了、13年弁護士登録。18年4月より弁護士法人イノベンティアに勤務。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際取引法、M&A、一般企業法務の分野において、相談、各種契約書・社内文書の作成・レビュー、訴訟・交渉の代理等に携わっている。

## 消費税転嫁対策特別措置法

### 法律の概要

消費税転嫁対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）は、正式名称を「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」といい、消費税の引上げに際し、消費税の転嫁拒否等の行為を是正するための特別措置等を規定した法律です。

消費税は、事業者が納税義務を負いますが、最終的には消費者による負担が予定されています。例えば原材料製造業者が二〇〇〇円（消費税二〇〇円）で原材料を完成品製造業者に売り、完成品製造業者が五五〇〇円（消費税五〇〇円）で完成品を卸売業者に売り、卸売業者が七七〇〇円（消費税七〇〇円）でこれを小売業者に売り、小売業者が一〇〇〇円（消費税一〇〇円）でこれを消費者に売った場合を想定します。このとき、各取引段階における税の累積を排除するため、事業者は、仕入税額控除（売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除すること）による差引税額を納付することとされています（消費税法三〇条）。その結果、原材料製造業者による二〇〇〇円の税負担、完成品製造業者による三〇〇〇円（五〇〇円マイナス二〇〇円）の税負担、卸売業者による二〇〇〇円（七〇〇円マ

### 今回の相談

本年一〇月一日に消費税の税率が八%から一〇%に引き上げられましたが、消費税転嫁対策特別措置法とはどのような法律ですか。事業者として、どのような事項を遵守する必要がありますか。

公表の対象となります。

この規制は、買手である「特定事業者」が売手である「特定供給事業者」に対して転嫁拒否等を行う場合に適用されます。具体的には、①大規模小売事業者（一般消費者が日常生活する商品の小売業者であって、前事業年度における売上高が一〇〇億円以上であるか一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。）が買手で、大規模小売業者に継続して商品・役務を供給する事業者が売手である場合、②大規模小売事業者以外の法人が買手で、個人事業者、人格のない社団等又は資本金等の額が三億円以下である事業者が売手である場合です。①は、大規模小売業者に転嫁拒否等が多く見られることから特に規制するものであり、②は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）のように、資本金額により取引上の地位の強弱を形式的に判断するものです（特措法は、下請法の特別法に位置付けられます）。

禁止行為の概要は、以下のとおりです。詳しくは、公正取引委員会が策定したガイドライン（消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方）をご参照ください。

#### (一) 減額

供給を受ける商品・役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払う行為をいいます。

例えばリベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合や、消費税引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合です。

#### (二) 買ったとき

供給を受ける商品・役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為をいいます。

例えば消費税引上げ前に税込価格で対価を定めている場合に、そのことを理由として、又は取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、対価を据え置く場合や、安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要請し、消費税引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合です。

買ったときは、指導・勧告の件数が他に比べて突出しており、違反が生じやすい行為類型です。

(三) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請  
供給を受ける商品・役務について、消費税引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者に商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させる行為をいいます。

例えば消費税引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にデイナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合です。

#### (四) 本体価格での交渉拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格（本体価格）を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒む行為をいいます。

例えば特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、

イナス五〇〇円）の税負担、小売業者による三〇〇円（一〇〇〇円マイナス七〇〇円）の税負担は、それぞれの販売価格に織り込まれて後の取引段階に転嫁されていき、最終的に消費者がそれらの合計額に相当する一〇〇〇円の消費税を負担することになるのです。

もし各取引段階において誰かが消費税の転嫁を拒否すると、他者がしわ寄せを受けます。そして、多くの場合、しわ寄せは交渉力の弱い中小事業者（小売業者に商品・役務を納入する下請事業者等）にいきます。もちろん、価格設定は、本来的には事業者が自由に行うべきですが、消費税の引上げに際しては、中小事業者が増税分の負担を強いられる事態が特に危惧されます。そこで、今般の二度の消費税引上げ（五%→八%、八%→一〇%）を対象とする時限措置として、平成二五年一〇月一日に特措法が施行されました。特措法は、令和三年三月三二日に失効する予定です。

### 消費税の転嫁拒否等の行為の是正

特措法は、取引上の地位が強い買手について、買ったとき等、消費税の転嫁拒否等に関する一定の行為を禁止しています（特措法三条）。違反行為は、公正取引委員会による勧告・

本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合です。

#### (五) 報復行為

(一)～(四)の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする行為をいいます。

### 消費税の転嫁を阻害する表示の是正

特措法は、事業者が消費税と直接関連した形で値引き等の宣伝・広告を行うことを禁止しています（特措法八条）。あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにし、消費税不転嫁に繋がらないようにする趣旨です。違反行為は、消費者庁長官による勧告・公表の対象となります。

具体的には、以下のような表示が禁止されます。詳しくは、消費者庁が策定したガイドライン（消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方）をご参照ください。

「消費税はいただきません。」「消費税還元セール」「消費税率上昇分値引きします。」「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを提供します。」「消費税相当分のお好きな商品一つを提供します。」

### その他

特措法は、税抜価格の表示等を条件として総額表示義務が免除されること（特措法一〇条）、中小事業者を中心とした消費税の転嫁の方法に関するカルテル（届出制）の容認（特措法一二条一号）等の特別措置を規定しています。

